原城記

服部文庫
イ17
393
1

原城記

肥後八代記録

附原城別記　嶋原人佐氏長行自記

117
393
1

京都帝国大学
小倉文庫

系譜記録

前國有馬切支丹一揆之根源

一寛永十四年丁丑六月中旬より切支丹宗門發起し次第に
大矢野村名主森宗意大江源右衛門山善右衛門と
中村内山西掃州之中郡人也山西嶽之後天草郡之内大矢
野村名東嶽岳之人の名中会根傳へ山法滝
村より振住せり伴天連去る寛永年間より後
所遠教に到彼伴天連未鑑と云書物を以中国より年々
ゴ〻〻教と以来ゴ年間より嶽り天下若人の出生を雅不
習メ法学と極免天ノミルシ可新太マシチウナリ野山よ

白鷺立ち人の氏のよりクルスヲ立東西南北の境界ニテ
野も山も草木モ焼失シテ生存者殺害者分数無中に
一天草郡より大矢野島へ御しやもんと男子四郎と云者と右
お相手引合お考ひ被仰付彼も面会る者多ク有之故八月天
使無数と成人より右之人の内中廻者ハ四郎生年十六
一切支丹殺申時分廿十六日ハ此の動機の不思議なる
事出来申候其時皆く驚申候中国に
一彼の人のため申廿十六日の夜ハ御ハ切支丹立腹村ニ
頭立ち者共中合服この者共と進め人数を催し時系有之この
代表者地ゆく出申候切支丹ハ不同人者とハ不出切数と来
候ヲ引籠ハ右ハ松ヶ枝ハ松ヶ岳長門当国ハ長崎の内郡里数人数
百余人ハ道筋ハ深江村ハ押寄切支丹の方四千人程
対ハ以ハ松ヶ岳人数城ハ引取り要切支丹勝ハシタと言ハ系
城ハ押寄城際ハ勝ハ松ヶ岳人数城中ハ引取ハと成ハ
処ハ破押ハ以ハ城中ハ考ハ強防申候切支丹ハ引ハ町中
ハ城ハ面ハ立ハ引ハ
一其後河ハ遂お徒大矢野四郎ハ家門ハ可用中旨ハ
被四郎ハ村ハ一人免使ハ立中ハ生ハ生年家門ハ指シ後悔
ハ有ハ百余度四郎ハ切支丹大将ハ仕家門ハ取立ハ中ハ四郎
ハ中ハ生ハ

一四郎兵衛と同人の者共数大勢にて仕掛こし押寄宗門より不
届者と討数家屋を焼立つる相見へ数人を陸地へ引ずり
出し人数を書付可差出旨被申渡候処四郎兵衛方
壁村の内宮津より来る人数七百程ゟ宗門を立居申
候哉村々の人数出立四郎方へ集り人数四千人程より
御ゟ四郎兵衛方の内大江村に居申候藤蔵遠方迄出張
人数一第二手程と二手より会日見峠前本峠二ケ所より人数を
立置申候に使を立宗門より可御引又第百姓やとり者宗門
不御者即当峠に押寄と捕討数人の者共の縛に致置
可御出四郎評議致方既より出立筆頭天草津滝ゟ

中来り申候ゟ彼と天草百姓の撫代に宅蔵と情を出
人数を拵に上津滝を不峠子と志垣迄ゟ押来り百姓
加勢可給出四郎方に中来り者峠の仮ゟ居迄千百人
程ゟ四郎天草に成上津滝の人数と上ゟ本戸に押寄ケ
及一戦に宅蔵を討取内附者情に人数ゟ留を振討死
一日方を蓮寺に押寄二人迄押出し来る仮用仮ゟ
門を出ル時の滝町より四郎陣を張
一松倉門田浦江戸峠に撫に市兵衛又湯浦出張の人数
子と云に来る中四郎に申り出し来の出陣に人数を出
中出ル十一月初旬に村々仮番石浦出陣に取出

口津町長門国豊浦郡千石船取寄せ
一四番船同三日夜博多入港人数八四日夜日夜男女
とも乗船致し夜七日八
日夜出船小倉へ立ち
一同九日天草より人数二千七百人男女共ニ篭中山下天草より
京泊舟美大江の浦の舟乗ともに博の塩飽の国ニ
付き三十挺立ち早舟一艘船し乗中
寛永十四年天草切支丹十一月六日肥前国有馬郡へ
一大将　乗船　篭船　天草　後ニ大矢ト号ス　大矢野四郎時貞　一八百人副将　山田右衛門

一軍奉行
有江監物入道
芦塚忠右衛門　七十歳
松倉豊前守
一大頭分取扱人
水尾　山田右衛門
太浦四郎兵衛
二ノ尾　千束善右衛門
上総三右衛門
同　三平

赤松休右衛門　六十歳
布津代右衛門
天草　大矢野四郎
道浦村　道浦五郎
同村左衛門
同村与助
赤江舟波
赤江村清次

戸数百姓

働民五千二百人

一二ノ丸取出 田畑新田

働民五百人

三ノ丸 大江源左

有津吉兵

堂崎對馬

小有馬久左

高左

久左衛

布津村 吉兵

有馬村 久左

市左

次左

有馬村

有江監物

同村 三左

同村 清七

同村 高左

働民三千五百人

一三ノ出丸 有馬掃部

働民五百人

一大江口 大矢野三左

働民千四百人

桜山村

小浜村

口津村

千々輪村

上津浦村

五ヶ所出

一池尾 裏村弓之助

沢江村

仁左

六左

次郎兵

高左

沢江村

高左

作之助

角左

本橋村

働民六百余人　　あ徳村本橋村と共

一田反口　沢江次郎

本庭村　久左衛門　角助　長兵衛　作右衛門　清三郎

働民五百余人

一浦民者大矢賀橋右衛門

山　若左衛門

健民二千余人　祈りに危所に命力加勢

一古光　志岐丹波守義茂　口ノ津村　長三郎　冬吉　長三郎

栖本右京亮之時

一殖蛇大将　柳瀬蔵右衛門　二十余　口ノ浦　長吉

庶子本右馬助　二十余

時枝隼人

右三人の古士高木駅ニ居る

一籠城　高勾投八　南浦源兵衛　後藤山村　長吉　久兵衛　菊小濱村　久三郎　長右衛門　長三郎

一熊本城　捲河左京進　長吉　宗兵

一浮浪人　五島村久兵衛　手塚村市左衛門　門村次郎右衛門　千ウ村吉兵衛

上浦右　布津村　田浦村　深江村　本橋村

千篇村　上津滝村　大矢の村　下津滝村

右之村々の大工人数宝暦会計帳之

一奉行役　池田清左衛門

口津左衛門

和田篤助左

大矢野村　七左衛門

清兵衛

上津滝村　七左衛門

市兵衛

下田浦村　源兵衛

清兵衛

池田村　三左衛門

治左衛門

浪人

和場休兵　中山玄孔　馬場休兵

赤星主膳　金津右京　荒井宗平

波戸伝左衛門

芦塚忠左衛門

相竹勘左衛門　横堅又兵衛　赤尾茂兵衛　金村茂左衛

山尾四郎兵衛　山田又兵衛　永井治兵衛　三宅源左衛門

三宅勘左衛門　内田左兵衛　酒井三左衛門　小糸源兵衛

相山平兵衛　竹糸右衛門　吉山三左衛門　林　七左衛門

戸山右左衛門　毛利平左衛門　久田七左衛門

合二十七人　浪人は都合拾三人みな也

寄宿四人　浪人義は当浦に寄宿之者家の内

所領勢多より美多より　右之浪人共内方より給ひとも在

所不分明

一二月廿一日御討之内名を定め張り示合場所二ヶ人と

三千三百人ヲ芦塚村ヨリ布津村ヘ出ス内ニ百人ヨリ引且
又百姓四五人宛ヲ又三百人ヲ芦塚村ヨリ六百人ヲ引且
沢ヨリ宛ヲ又千三百人ヲ上陽村ヨリ千福村ヘ
陸七鍋嶋ヨリ宛ヲ此内ヲ三百人ヲ大
矢蛇ヲ持ヲ他ヨリ中村ノ役ヨリ働ク大梶棒ニ押ル又八百
人ヲ出ス内ヲ三百人ヲ歩行ノ行ヲ討ヲ此湯浦
田持ヲ出ス内ヲ三百人ヲ鉄砲ヲ城中ヨリ出ル呂場能ヲ
日来張人ノ批判ヲ一揆打討ヲ出ルヲ云
又細川越中守仕寄場ハ要害相変ル所ヨリ多勢ノ仕
掛ヲ押勢ヲ城中ヨリ出ル城中ノ人数二千人歩行

ヲ出ス内討死九十三人ヲ負傷ヲ生捕九人城中籠城
ノ百三十挺ヲ出ス
城内人数
三千二百人　有馬村　堂崎村　布津村　有江村
千三百人　上陽村
千八百人　串山村　小浜村　口津村　千福村　上津浦村
六百人　南目村　本庄村
三百人　深江村
都合三万七千八百人　百姓二万三千人　働人
二万四千百八十人　男女老少
一丑十二月廿日籠城ヲ時ヲ有馬能登ヲ寄ル場ニ於テ有馬能登

去為年は寅正月より極月晦日まで城中に詰し中は
毎日仕出し有り諸家中多頂十七人の者
一城中鉄炮数百三十挺有之由薬は正月廿日より切出し
御出馬は七日に打申候
一城中より飯米二月十日より切出し有り勢遠無位なれども
持こたへの者
一四郎殿は高麗より天草に下る海路勢栖樓より石火矢乗り
四郎左の神と申切手を取る四郎方の側より出る男女五六人出数
申は平時四郎振御きやはい伝兵衛殿ふれ矢防りは
申候は城中の人民為に御命乞に参り為委ケ様

よ四郎さへ鉄炮より中りそこ側より出る人民為城内の者
の仕合力を為に中詰る人弱為
一右の通り為に大に仕合有り男子計有る高麗殿の御矢
文ありしに長崎の諸代の者共城中より致多之
出候の仕合を聞く為城中より多為有り付人数
七百人の者共四百人中会に和を図り仕合一日黎之場
合之の為に者多と引入出と掛き七条に成り四郎方に案
者の為城中に高の出と城中より早く城中と申出演の
は出候一ト出人船より案何方にも逃の為四郎と係り船
より案七生捕申候よこの仕合為定左の仕合殿に大に無の矢

文を射かけ矢文を門に射込む
廿一日の夕方矢文に曰く
一日の晩矢文に曰く
中略
城中の者共に申聞
矢文を射こむ
城中の者共に申聞
城中の者共に申聞
城中の者共に申聞

一去る廿四日より今日迄病気に付出仕不仕候段
牧壁伯耆殿
林丹波守殿
佐渡有右衛門
長島豊後守
無沒落之儀ハ松平安芸守殿ハ
来ル十五日ニ出仕ニ端ハ
小笠原壱岐守殿
ハ桂新右衛門殿ハ
御所様ハ
会婚系之儀ハ
ハ
必定之儀ハ切支丹宗門之儀ハ
他様ハ
十月十八日

牧壁伯耆殿
林丹波守殿
長島豊後守
有右衛門
佐渡

奏者番中

通覆

昨廿八日より本日九ツ半時分迄ニ松倉出門ニ成
長州藩ハ大ニ如果ハ出張ニ論ス殘兵引元ニ陣営ニ
高ハ出張ニ出張ニ端ノ中第ニ月早ニ長州ハ
出張ニ子細ハ長州藩ハ村藩ハ一時ニ拔刀
長州ニ出一隊ハ保ニ元服ニ切支丹
宗門ニ百姓ハ長州藩ハ博多ニ拔刀
出切支丹ニ拔必定ニ拔ニ拔ニ送ニ元殺ニ
拔子ハ出ニ屋ハ別ニ拔ニ保ニ巨細ニ長ニ

十月廿九日

林丹波守
牧野信義

出国信濃守様
有吉新五郎様
出張警衛様
熊本ノ注進状
松倉出門ニ長州藩ハ拔子ハ出ニ只今
海ノ方ニ拔子ハ二ツ上ニ切支丹一揆ニ出
時系ニ引退時系ノ四ツ半ニ上江有馬ニ
引籠長中ニ出ニ出ニ長州藩ハ拔
ツ詰ニ遣ニ遣ニ長崎警衛

十月廿八日

長崎警衛

牧野伝蔵様
林丹波守様

有吉新四
安島佐源太

奏者市中

熊本より手紙差出候
熊川藩札ヶ所御系図様ヶ様ヶ様ヶ以後相変
当門当藩御中ヶ様ヶ式書状差越候
公義御法度書ヶ藩主より御公義ヶ出来仕候ヶ御ヶ
御相ヶ上方ヶ仕出ヶ才多様ヶ長岡ヶ加賀ヶ
ヶ様ヶ相手ヶ高ヶ山式ヶ報ヶ様ヶ様ヶ新ヶ書中ヶ上
山ヶ流相ヶ変元ヶ孫ヶ蛇ヶ者ヶ二ヶ通ヶ上ヶ切支丹
宗門ヶ様ヶ者ヶ者ヶ者ヶ二ヶ様ヶ様ヶ通相ヶ二ヶ上ヶ様ヶ
月ヶ 公義ヶ 仰出ヶ御遣ヶ為ヶ様ヶ式ヶ者ヶ
月日
大市様人
略系図中ヶ様ヶ
熊川書ヶ上ヶ様ヶ者ヶ元ヶ時ヶ切支丹様ヶ立ヶ
一揆ヶ仕ヶ村ヶ殺ヶ様ヶ所ヶ様ヶ藩ヶ様ヶ様ヶ
ヶ様ヶ者ヶ者ヶ加ヶ様ヶ様ヶ様ヶ様ヶ様ヶ様ヶ

為先人数年之千祭之品修復之
杉谷善右衛門 多賀主水
長谷新兵衛
田中宗吉殿

十月廿七日

書墨佐渡守様
有吉新母様
書墨豊前様
糸人ゟ市中

御用対馬守
重而廿八日ゟ市状二通并
ゟ百貫三通ゟ拾貫ゟ切支丹一揆ゟ鳴原ゟ引退申

黒ゟ赤有江ゟ馬ゟ中ゟ引籠居ゟ為ゟ
為ゟ所ゟ仕ゟ籠ゟ入ゟ御面ゟ通一ゟ三ゟ百ゟ
次第ゟ為復籠ゟ

十月廿日

熊本
三家老中ゟ

御用対馬
佐渡人ゟ

熊本ゟ注進状
為ゟ上ゟ鳴原ゟ城中ゟ
ゟ鳴原ゟ籠ゟ籠ゟ籠ゟ仕ゟ
ゟ又切支丹宗門ゟ
ゟ中ゟ

[illegible]

十月廿九日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十月晦日

[illegible]年三郎記中

一与沢兵庫殿御内[illegible]肥後[illegible]内[illegible]大矢壁[illegible]
[illegible]切支丹宗門[illegible]立阿金法[illegible]花坂[illegible]早速彼地
[illegible]丹[illegible]富[illegible]与沢兵庫殿御家元
三宅義兵衛殿[illegible]内[illegible]
昨日[illegible]
[illegible]子長[illegible]
[illegible]早来[illegible]
[illegible]内[illegible]与沢[illegible]
天草[illegible]切支丹[illegible]

中[illegible]兵庫殿[illegible]内三宅義兵衛殿[illegible]仁[illegible]
[illegible]今日[illegible]天草[illegible]
[illegible]

十一月朔日

[illegible]人[illegible]

三郎兵

三宅義兵衛殿[illegible]
早[illegible]
[illegible]切支丹[illegible]
[illegible]内大矢壁[illegible]
[illegible]
支丹[illegible]内[illegible]

[illegible]

十月廿九日　三家老

御用状延着

御飛札を以て申上候[illegible]加藤[illegible]

[illegible]天草[illegible]切支丹

[illegible]三宅

[illegible]天草[illegible]蜂

[illegible]

十一月三日　三家老中へ

御目附[illegible]

一右一揆[illegible]

[illegible]天草[illegible]

[illegible]

一同十二月十六日御用状[illegible]肥後[illegible]

[illegible]京都[illegible]

[illegible]大坂[illegible]稲垣[illegible]

[illegible]

見先ゝ者ゝ外ハ大坂江所々より流人仕候者新田筋方江
罷渡ゝ江戸ゝ表江罷出申候
一覺之事ハ桜会ゝ中ゝ銀ゝ切支丹ゝ集ゝ場ゝ町ゝ
之ゝ様ゝ子ゝ有馬ゝ中ゝ赤ゝ引籠ゝ者ゝ中ゝ共ゝ度ゝ国ゝ外ゝ流ゝ
中ゝ者ゝ江戸ゝ御年寄ゝ流ゝ江戸ゝ御ゝ中ゝ江戸ゝ
来ル十七八日ゝ之ゝ新ゝ町ゝ家ゝ数ゝ百ゝ軒ゝ用ゝ人ゝ百ゝ人ゝ
ゝ中ゝ者ゝ長崎ゝ者ゝ他ゝ国ゝ者ゝ
能ゝ者ゝ書ゝ出ゝ者ゝ対ゝ会ゝ仕ゝ
面ゝ銀ゝ子ゝ武ゝ貫ゝ目ゝ
対流牧ゝ堅ゝ伝ゝ流ゝ

十一月七日

明川新中ゝ
揚ゝ伝ゝ
有馬ゝ蔵ゝ
立ゝ花ゝ
ゝ沢ゝ
松浦肥前ゝ

当我又左ゝ
稲垣摂津ゝ
阿ア伊中ゝ
板倉周防ゝ

大村松五代殿

大御老中

大坂所出有之候我又左衛門殿の御書

代官人を呼方かゝり来り肝要よく存候間この
御旨江戸に状の通少相違なく出申こ
と御用弛なく存候間この旨を以御心得

一大村藩小系に申付候以書状申入候通之義元
注進に而江戸に申上る旨申聞候稲垣摂津
殿並我又左衛門三人に宛所に而文言同様金用清兵
衛を以書状の上にて差出候旨仰聞入

この旨に而申聞候通先我不所に仰渡之外右藩中殿様
津殿並申渡候今日迄江戸に申上る旨彼御人に対
面あり御注進の通に相違なく

十一月七日

三家老中 名

並我又左衛門

一同八日

一筆申入候藩系松倉豊前守切支丹一揆と記一冊不生
江有馬玄蕃頭に而六月後元篭城之旨注進之旨
武吳英兵衛不被相入申候に付御のゝ御対面
に切支丹に成藩系に成候旨注進に境目裏

書を以申渡し候ハ不苦紙為義ニ付き出情候

十一月八日　　京都不司代初四人へ

迫出大名七人家光中

一昨八日豊後国内ゟ状来ル由申渡ル法度

御ゟ百姓屋ニ申渡ル為ニ

次

迫出中ニ先きの順ハ入ル申ニ百姓を不分ける使ニ

右四人ゟ京都ニ出ル面

一昨日ハ御ゟ寺内出家ゟ状ゟ寺内ゟ法度

を上ル京都ゟ方永良ゟ寺方ゟ紙状ゟ屋

寺内出家ゟ屋ゟ中牧豊後ゟ林丹波ゟ人ゟ

ゟ御ゟ状ゟ状ゟ長元ゟ内ゟ出法度を手形江戸ゟ二ツ上

ゟ文ゟ長丹波ゟ手ゟ長ゟ長ゟ長ゟ長ゟ長ゟ

御ゟ内ゟ上ゟ出情候ゟ

十一月八日

三家都中ゟ

一昨日入ル

一昨ゟ切支丹伝来ニ心を入ル申ゟ学ゟ銀ゟ状ゟ

ゟ長ゟ銀ゟ死罪ゟ首ゟ長ゟ住来ゟ地ゟ長ゟ

新罪人ゟ銀ゟ長ゟ書ゟ銀ゟ

一切切支丹宗門之儀ニ付而江戸表江之書付
之儀ニ付而者不早速[illegible]
一切之儀ニ付而者[illegible]

十一月九日

右之四人分

右八家老中へ

右之四人分[illegible]書付

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

知行地ニ而[illegible]
[illegible]

十一月九日

三家老中

右之四人

一同十八日ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 同百五十挺　鍋島伝流当
一 同百　挺　有馬玄蕃殿
一 同五十挺　立花飛騨当

先年右剣術ニ和宮様御出ハ山鉄砲後世不一意時系ハ江戸
上ニ而一度右流者ニ御伝流也ニ時代後新毋中ニ
天蕃一撃ハ鉄砲必定ニ而山方ハ井口所ニ而ハ酒只
今変元い系上ハ鉄砲上ニ相成ハ知ハ毎所ニ出来ハ
剣右剣是書ニ相対

玉学一系松子藩中学

一 十月十六日玉蕃ニ同五銭中浦ニ出ハ五銭村ハ百姓共中

切支丹ニ而ハ出ハ一撃ハ五銭村ハ新ハ出銭村ハ出
時ハ和船ハ舟ニ系ハ中ハ如ハ一撃ハ切支丹ハ新ハ組ハ
入ハ中ハ出ハ対果ハ中ハ対ハ寛永日十六日ニ五銭村
ハ切支丹ハ如ハ中ハ家ハ悪捕ハ対五銭村ハ出姓
ハ船ハ主殿ハ山松子ハ百姓ハ五村内殿ハ中ハ
ハ中

一 寺沢兵庫殿検ハ志岐ハ三宅藤兵衛殿ハ出十四日
本戸ニ而会議ハ対死ハ中ハ内殿ハ本首ハ本
ハ首一撃ハ取ハ掛金中ハ内殿ハ中ハ
知ハ百姓ニ而ハ対首掛金ハ中内殿ハ

一摩津より乗り出し人数百人ばかり
浦賀人数志摩より帰り取返申
申候

一摩津人数千百人ばかり申候

一天草浦中大方切支丹宗門志摩三郡ばかり
申所より先打取申し一揆三四万程有之申候

十一月十八日

井口弥左衛門

めぜ御領主より対馬江戸へも言上仕候由又所々
へも書面申遣候由申上候新田ばかり
つ籠城仕候由申上候今度長崎奉行
切支丹宗門板倉速之助殿

切支丹宗門板倉速之助殿加賀を死罪に申付
候事に仕候様に御書付を所司代迄渡候
所解に申候様に仕候方に
同中に板又天草に同栖村まで
京太郎殿より申方より八代に留主居志方
指殺書面

当時乗り上民等企一揆及一陣い乗出加賀
め氏十郎兵衛山方加賀より
加賀に人数を引取候
為後後
為後後
為後後

松平左近将監殿ハ京大坂ハ市中ハ勿論ハ摂津国
郡ハ上ハ摂津守殿中九州ハ大
名ハ第不　御奉書ハ江戸　忠利公ハ御書
一筆ハ御上ハ御ハ略ハ一御ハ対面ハ殿御ハ
其外ハ目付衆ハ摂津国ハ目付衆ハ御
御ハ長ハ為ハ　御出ハ為ハ　御横目
見ハ右ハ　上ハ忠隆様

十一月八日

阿部豊後守
松平伊豆守
酒井讃岐守

細川越中守殿

一同廿三日ハ摂津国ハ新田ハ高ハ御ハ渡ハ
寺沢ハ上ハ長ハ為ハ殿ハ
出

一同廿四日ハ摂津国ハ目付衆ハ新田ハ高ハ提天草志摩守勢
ハ御ハ来ハ無ハ人数ハ指ハ御ハ
ハ先ハ為ハ高ハ数ハ御ハ御ハ天草
領地ハ毎ハ上一揆ハ志摩
船ハ対人数ハ為ハ右ハ目付ハ

会戦始ま肥後勢の方々先の方に指上り角内中ま[illegible]
中ま[illegible]おいい

一同廿五日　上使板倉内膳殿石谷十蔵殿今度切支丹為出張
代江戸十一月廿日出発同十八日大坂御出船肥後迄先中に参
出出船

一夜中入に鍋島大坂時分十七日に上着て晩の段出船迄
こに

一小倉屋の系図に為て其内仕切に板地に板子不事内に為
物既に荒内人数小倉に出船に為て上加勢に人数
出船に為て[illegible]

一[illegible]表人数川筋表に[illegible]一応右に上[illegible]海
[illegible]表に[illegible]人数[illegible]一切の為[illegible]
一御出[illegible]板肥州陳早の方海[illegible]

十一月十八日

石谷十蔵
板倉内膳正

細川越中守殿
家老中

一同日志水伯耆尾張金左衛門小倉に[illegible]佐渡殿肥前陳早に
[illegible]筑後援津[illegible]
[illegible]上使に市兵筑前山江に出船

一同廿七日門脇西反十郎反小倉佐渡新田豊前方ニ[illegible]書面急
反ハ陸奥御下ノ[illegible]今日廿六日至小倉ニ[illegible]着ハ御[illegible]天草中
悉切支丹之内一揆起寺沢兵庫反[illegible]付中[illegible]肥前方[illegible]
[illegible]人[illegible]由[illegible]不人[illegible]百[illegible]御[illegible]人数
早速天草ニ押渡切支丹之一揆[illegible]
牧左衛門林丹波守[illegible]一同[illegible]指図[illegible]
[illegible]保[illegible]
[illegible]傳早[illegible]天草
[illegible]
[illegible]

[illegible]

十一月廿六日

石谷十蔵
板倉内膳正

細川越中守
[illegible]老中

一江戸忠利公家老中ヨリ十一月十四日十五日[illegible]書[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

めぐり来りて伊勢を伊勢海を上使為出迎来る者ども新田豊前守
より使を以て豊後を伊勢 上使伊勢へ着いたす時為知也
一同廿八日未明より高瀬市郎兵衛同道出船 出船時分より雨降
出る右同断廿九日より小倉へ着 右書面を新田豊前守へ渡 新田豊前守
より只今之肥後勢略系図を以て申聞 行方知れず
右之通り船川筋より来り 海を日和悪
為を通り船繋ぎ 船を海上一海を通り船
を三角い廻 肥後勢を三角を陸海を押三角へ着い馳向
御船より上り 出所に同心為お定也
一同日長崎へ着 上使同断廿九日長崎出同断
一同廿九日 上使同断廿九日伊勢へ着
後く
一今度切支丹宗徒為詮索 諸国へ書状
為人 宗徒為詮索
一為人世話為取 宗徒
為物詮索事
附喧嘩口論無理妨狼藉 停止事
一宗徒為詮索 為人 帯刀 出立 為詮索

く不撰其品の為討捕ゟ
分味方討死くせん向論為就被申為後の証拠ゟ
右件為可申ゟ如件
十一月廿七日　　石谷
　　板倉

一又　今度於肥前嶋原切支丹ゟ抗意徒代然ゟ
仰付加勢ゟ者の儀ゟ被申渡事
一喧嘩口論堅の儀停止ゟ
一猥成の剪採竹木事
一濫妨狼藉并押買停止ゟ

一居候并人馬徒侍浅め御宮の出ゟ
一今度嶋原島中人迫ゟ被仰出屋敷国以後の御法ゟ
十一月廿七日　　右御条人

覚

一今度於嶋原ゟ成　上使板倉内膳正板石谷十郎様ゟ仰出
　　公儀御法度書二通右の旨堅ゟ申渡ゟ
一御軍法ゟ極ゟ後　敵様先年ゟ　仰出ゟ法度書面ゟ多ゟ
可有ゟ者ゟ
一上使ゟ御尤ゟ如仰出ゟ者法度第ゟ猥ゟ板御制法ゟ
為遵守ゟ旨被仰渡ゟ身分ゟ以後の証拠ゟ

右陣屋ヶ為出張出張中陣屋ニ詰ヶ為番ニ出張ス

判形為ニ

十一月廿九日

長吳賢助　有吉新四

長吳右馬助殿

小笠原備前殿

志摩伯者殿

清田右兵衛殿

一同廿九日市川伊勢殿　榊原式部殿　酒井雅楽殿　酒井左衛門殿　松平兵部殿

船手日和見殿　大濱ヶ陸地ニ出張ス　船ニ入川尾ニ出張ス

一川尾ニ出船ス　今日ヶ三角渡ス　歌渡（指出ス）

一十二月朔日ニ新作渡ス　筑前山江渡ス　早速人数ヶ押出ス　右ハ解

御手三角表ニ出張ス　日横ヶ出ス　二日ニ引ス

一同二日ヶ強ス　勢押出ス　三角表ニ出張ス　為跡次十一里ヶ切所ヶ為ニ　大

軍不渡ス　速ニ中途ニ一宿ス　三角渡ヶ歌渡ニ地ヶ為ヶ字勢

一有吉頼母　英貴　組ス

一長岡式ノ寄　文化渡ヶ伝代　自ヶ騎馬ニ乗渡ス　組ス

一長吳右馬助　重政　組ス

一志摩伯者　元也　組ス

一清田右兵衛　英豪　組ス

一細川立允立孝　後妻髮中勢六郎八代ハ代ハ〳〵ハ拾ハ
一小笠原氏　紀氏　父信濃長貞依立江戸律代
一同三日右ハ陸兵隊ハ押出ス首一中切不面面流物長九大軍一日ハ
不絶糸長ハ絶ハ
一同四日右ハ軍勢ハ陸地ハ
不天草ハ同大矢野ハ七船ハ
ハ対馬ハ
取事也
一同日ハ新伝新波ハ丹後高三下長川尾ハ出船同日ハ映系ハ三角
浦ハ出船也戸刈法華ハ
一同五日　上使ハ三人ハ
国ハ新田武ハ
第ハ糸舟ハ最初宣面舟
ハ指出ハ
一同六日　光利公ハ
ハ出船今六日能本ハ
能本勢京船三角山鼻ハ押廻也
一同七日早ハ能本勢天草大矢野ハ押渡ハ陸兵ハ
ハ船出ハ
検屋ハ

[illegible]
支配[illegible]
[illegible]陣[illegible]
[illegible]
一同八日[illegible]武[illegible]志水伯耆二伯[illegible]破[illegible]
山谷林中[illegible]一揆[illegible]
一同日　光利公熊本[illegible]出馬
一同九日熊本勢大矢野[illegible]柳河[illegible]
一同十日熊本勢柳河出船天草[illegible]大浦[illegible]押[illegible]
一同日[illegible]　光利公柳[illegible]

小船一艘[illegible]出[illegible]　光利公[illegible]
出船[illegible]
彼一揆[illegible]上津河[illegible]
助[illegible]押出栖本[illegible]
武[illegible]伯耆[illegible]
人[illegible]
[illegible]
[illegible]

上津浦迄いかりを巻て宇和島一揆共為立迎人数を入来る
即国目を執て伊予新田方に注進を仕早速 光利公中上り給
ふ 上使方いとはを巻て上津浦へ船を繋ぎ 光山中より洲崎辺
に為出ふ上津浦迄押詰て武敵伯者
あまた軍兵早上津浦の地より船に乗移り名張動き陸
より攻る武敵武敵馬より乗割乗早に右衛門陣を立法
也共即騒動山奴共上へ上へ小知し人数を繰出し坂の上に押寄
此時右衛門 光利公を方へ 上使方右陣へ山賊共
はるに出羨美不科也夫より山谷林中迄捜求大浦と云所へ六
十余人男女隠居為る武敵を捕て 上使方に渡す

一光利公此時に月牙成い山お伯へ上路示表 上使板倉内匠殿
石谷十郎殿とお窺敵此辺の一揆共を慰ぶ為迎新田に宮の其表に赴かい
即御上を為殿を地い駆向殿へ為窺へ 上使出五
よを所狩 光利公重為この内一度右の条先陣の中へ来
り対清田石見小笠原右衛門山内伯を上り給ふ洲崎を警固
光利公をお供軍場を引率し川辺を陣へ坂路示へ一度右と
為伯牧望伯義殿水舟波内殿松平高三郎殿山内三人を従て等
亜よ海示に出海也
一此度の為に江戸風聞有へ為肥後勢天草い海海延引殿切支
丹共鳴示い押渡国新一所よお為るへ中寄差仮を出陸達

上開所石 越中守 伊豆上京ニ就テ方軍勢ヲ差向ル海道ハ
常ノ分ニテ苦シ一揆共ハ海系ニ駆加シ中国筋ニ於テ寄手ヲ沖ル
不便ニ思ヒ 出羽 越中守 原弾正 兎角上洛無之
遂熟ス 伊豆 為名中上 伊豆 新発田ヲ遣シ酒井 徳岐守 井伊
掃部頭ニ 信長ヲ分ケ 毎人ヲ 越中守 同 出羽 ヲ
延ル 伊達 兎角 ヲ 無之 時 毎度 ヲ 上洛 ヲ 為 ヲ
伊豆 上京ハ 遠国 仕 ヲ 沢入中 対 自 此 国
分流ハ 国 ヲ 伊豆 ヲ 出羽 ヲ 越中 ヲ 餞 ヲ
伊豆 遠ク 張中 分 ヲ 国 ヲ 掃部 ヲ

家来ニ就テ 上使 ヲ 伊豆 ヲ 集
伊豆ヲ 私 腹病 ヲ 出羽 ヲ 三 ヲ 無 ヲ
出羽分流ヲ 掃部 ヲ 出羽 ヲ 伊豆
ヲ 為 ヲ 伊達 ヲ 出羽 ヲ 伊豆
伊達 ヲ 伊豆 ヲ 出羽 ヲ 切腹 ヲ 兎角
伊豆 越中 ヲ 出羽 ヲ 伊豆 ヲ 出羽
伊豆 ヲ 伊豆 ヲ 出羽 ヲ 伊豆
ヲ 書加リ也

伊豆ヲ 出羽分流ヲ 肥後ヲ 肥後 天草 海道 延引 伊豆
出羽分 掃部頭 又 初ヲ 肥後 加 伊豆 初ヲ
出羽分 肥後 肥後 伊豆 京大坂 肥後

九国一番注を陽と金人と称　云上あるを為酒井徽彼を取るなり
陽を云也

十二月廿日原より城一番攻る

一板倉周防守重昌副将石谷兵庫頭貞清小笠原牧野信義榊原
彼も吉政松平甚三郎亟信各評議あり松倉豊前守勝家と先陣を
して陽治紀伊守元茂同甲斐守重俊有馬左衛門佐頼忠鄉主殿左
将監忠義各軍勢を引率し東城に押寄る　上使小笠原兵
馬の一覽あり其外諸大名も人数を
ゝ悔り卒忽無法なる先陣を取この義神をとを見を伝聞し
馳集りて勢多あり一揆は籠城多分降参仕
前あるべき乃至の義務あり信を会して各評議

一決をして向陣を張を為一揆ふあるべき者の軍勢数
の陣地大石を矢を日数を長り城中の如京を陣参の
神もあるを京より事をもせりあり板倉重昌石谷貞清牧野
て曰新て数日時をてをこのみ先を今後十九日に秋張勢一同
を関を物を也窺又人数もふ公儀敬ゝ小勢を
信義京の籠城あり人数は強を行程のあり上攻
をんを者を城ありを宮信を一同を寄を日の事ふ
朱ゝ信軍勢数を神を一同を物あり城中ふも同関を合
を寄を新を為を作を為信を板倉重昌曰信張を捨もあし
一攻をんを敵定を軍の制配を作を生ある先陽治一をあ

西の松山と京都を固と扨さて城中こ勢た大将西のをい打出
るん拙き東の退を変隙あるを一度
よ吹と攻ん〳〵能切組能敵戦を揃を揃合只一攻よ京と人と
宮〳〵各地と一決して国女日宮こ刻より陽炎を一第三千余之来
お国こるるあい西の松山の下よ押寄て関を吹こ作りん彼松山よ
京より佐渡たし立寄し屋たるより搦て虎吠こ攻るる武松
山ハ逢よ尺〳〵こる聲こ結敢る狭山こる人数を立ふ所あき切
所の山こる有るい城中こ去ん来おも騒こ色こ本たか横矢よ尺
下〳〵弓鉄炮と射る窪宮こ出る陽炎の大人数
是景の山と立こ高りあて中出芽よ陽炎の四方よ如て尺〳〵

りあい元義出陣是と尺〳〵鉄叶思られむ人数を悉打入る
扨又立花方面を一度の軍勢を出の刻より思ひ不繰出退を
の城際よて扨よ弱を持相搦捕こ扨こ〳〵お国の時刻を待て所よ
搦を陽炎の関と等〳〵を勢四千余を三方揺を捕竹把を突かさを
東の退を〳〵攻寄て只一度して進〳〵こ京を東よ去善して城中
奴京こ〳〵宮〳〵事なれい扨口切よ働こる三の地し大将こ大江
布津堂こ二千五百騎引出て京を途を防ぎりあい京をの人と
を宮さい鉄炮をきい大石射こ掛こ扨こ〳〵虎吠て折かりあい捕井
把し折碎れ陽炎こ寄を城中〳〵射を〳〵さ立つめ〳〵射こる
二方の扱こり伊辺藤重の友人是こ貫れを負死を強ちん

若干世変多人を強く勇めしも国勢を挽回すること能はざるの大原因
角の勝利あるしとや思はれるも安政津と刃を交ること五日立花を
討死の士六八隊を内訳を立花三隊十時吉隊を田清兵衛隊
辺隊を以て後方を固め東田三郎左衛門山野掃部助の戦
多負六十九人と雖も場所多き陣戦を及ぶこの結果は
ずして立花隊多負多と雖も城中より討死者人多負
連よりも云へども此時の指揮を後に考へ陣地を京つき
ばよあり次郎の攻撃を城中の奴原より定め陣
系抜伝をや見んと試政の便るべき節を見る

一同廿二日　光利公市内国の之内制法

條々

一文政　公義ら仰出法度書案この為義を基本
ら本の用捨事
一法多ち方々後藤事い訳屋働多
一組頭より名人数を励ますも兼て組
を励し自分ら働有ら之法教働ら変
一縁故を物ら仕ら者い変一ら減也初ら多曲ら多ふ
不行届の分届不ら時ら閣ら事
一仕事ら時ふ依上下事後不多負担の仕る者て依也以上

煙よりも高き事なれば後々へ繰この事

一為家より鎧の事 其本陣より物を指打三ツの上を物者し仕候

とう出候ハヽ本陣にこの条指指立ツ物者し仕候 三ツ出を物所不

洲本陣にこの事

一掛時を小和を指引時を物見とこの仕事

一戦場にて喧嘩を敗軍に端也 仕をも保物に既より准し惜

為ものを軍法とも功有御上を切し先へ心仕者多よこの会他

に喧嘩を事にて不この出会分於軍中係る事にて一軍とし

て可決是他軍に関を敵を自身に働を為中使を者

可為也

一大事を時を中分に侍を三ツより至一人を為ハヽ者を潜し

一人を敵を陣一人をこの者本陣にて知右に敵を防侍ふ後切時

敵討をこの中分にて出小屋陣にハヽ切より不捨之者とこの屋

一於陣屋火消にうる之儀他人放馬等を敵者に一切捨中

可為也

右之条々堅この如者書者に少如在者者急度この中分也為

従 御中様に 仕出条々この為者の事者仕候為この

中分の中出に条この為者を者仕者者に用捨者可為

者也

寛永十四年

十二月廿二日

光利 在判

一同廿九日板倉内膳正重昌と佐竹右京大夫義宣と江戸桜田屋敷に於て会合し一揆を招集し江戸桜田に於て会合し諸大名の旗本に対し今度一揆の退散を指示し各地に向て使者を派遣し処に京都伝奏衆に対し指示を与へ又当時と迄て諸方死傷者を生じ伝聞不良と上申書を提出し相模国小田原城に於て会合し一揆を攻撃し相模国小田原城に於て会合し一揆を攻撃し相模国小田原城に於て会合し一揆を攻撃

手分仕会渡海強弦を以て敵国之時刻を待る有り一度之来
之陣の多勢に強弦を以先を切れ〻とや号しけん又先駆の切まや
きぶ鶴爲の比より大将之絵出し堀し迯を之の九拾際を押寄
ハ堀中ちた武士を之健民の奴系一千計打出し弓鉄砲を陣前の
ぬ〻おゐりれハ矢先を以を武士辛た討死を負為ちゐ〻百四十人
討きりれハ心猛を押寄し久当年勢寄を時しるとを不意敗
小を堀中を奴系武勢を系て敵討の為死援兵後しを寄し
人之の寄手を敵み無るかと思云ハ〻迯打を其後有様を
寄を渡兵を之を〻る之不及有馬し堀寄りるとを下僕を後ハ云
あゐり去程を渡海の軍勢ハ為定め〻原の一天を出ぬれん

強を一同を迯を之の赤を人〻押寄て岡を吐と仕り拵仕
把とつきを〻迯寄んて堀裏を〻対を堀中し多勢を一
人も不迯弓鉄砲を力大石大木を持〻迯て寄を之の軍勢
を撃蔓を為て打出りれハ迯きハ大石大木を引を きハ鉄砲
弓を為り空矢を更を為ゐ〻矢場を打を〻を若干敵と
不知城中を八四節時鳥を如を不防分の為を過て不知し
曰寄を八人数を多を〻を只一方より寄を之為為を用意武
芸為り山 大矢野を加増軍兵一方を指加を下知を為物第し
勢を押合を大を之の持ハ五千軍人義を寄逢を防為寄を為
勢の軍兵を死疲し名を主し討死を〻し兼定〻を面も〻比

屈しうて又牛隊き進みの城戸より合力勢を一陣より鉄炮方を
進めて立進める者共の軍兵とをうて引受て撰打より打取りて
流石者共の猛勢も此玉前より雷雨の如く進来りて又々名
大将重昌是迄見紙控捲し飯りうや先陣より出打る矢玉
振り出し不進し士卒を進んと駈向て下知し西小所と城中より
是迄見付つ撰元打より打取より終世墓牛隊石谷貞清杉平
右三郎直恒も先頭より出て戦と彼給より戦う者共軍
勢小大将討死之為ノ由を進退下知の将ありて是迄可引下
知もなく又城下ふる只大勢の軍勢を中ゐし評陣をなく
徒者の的を中りる徒物見ふるうて此度生

除ハ可しと各人勢と入る生ける長刻が押寄て未の刻より引物ぬ
軍敗して中ける生時しも城中し老人共打寄評議しるハか
ける長祥みく上欲引又又々老ハ此度より者して退付せんと言ける
さもなき者共も名家のなるや加徒孤生て大勢と軍を持て都
くと繰引る長式大将四郎殿を先て名老人流て了賀子
ク為乗よハ老ける十勝と好むもハ必負と招くの基と聞を
今此勝と退打要用せと制をハ各呼ををつめるとを
後て偽開此日打死多負

一上使　板倉内膳正重昌討死
討死之人　京焼炮　横山助之進　鉄炮別氏　伊藤十郎　出田宮門家士二人

多負 後筑前守 出田宮内　四人　同人家士
八人　同人組足軽　一人　横山助之進小隊
五人　横山助進家来　三人　伊藤十郎兵衛家来
右五人肥後ノ上使ヨリ討取也此外徒歩ノ
上使ヨリ〻軍役三十余人ヨリ出也
一上使副将　石谷十蔵貞清多負
一御目付　松平右京亮直恒　六人
一有馬兵部大輔忠郎人数討死百二拾人内
物頭四人　侍四拾人　歩士小者六十七人
多負八百五十人内　物頭五人　侍九人　歩士小者七百十八人

一渡辺紀伊守元義人数討死三百八十人内
大頭一人　物頭六人　侍六十三人　歩士百十人　小者二百二人
多負千七百五人内　大頭二人　物頭九人　侍并歩士三百
五人　小者七百九十七人
一松倉長門守重次人数討死百拾人内　侍拾七人　歩士小者九十三人
多負二百七人内　侍八人　歩士小者百五十九人
同右迎ヲ討ル浪人二十三人討死
都合六日討死多負三千九百二十八人也
一城中皆〻討死多負僅九千余人ヲ出也
一同日　上使松平伊豆守戸田左門両使総船也

一同日肥後筑前毎度軍勢可独向之由 上使告来因茲
光利公諸勢を師し同後出船ある天草悪戸口より船を繰き同三日
滞留
一同四日早天より船を出し佐賀表に押渡海先手左右に長崎佐賀奥
詰寄之右に有右軍毎度 左右隊に筑前を倚て押渡
一同四日より晩景 光利公肥前に向須川浦に巻ある手勢を須川
浦より堅陣筆を陸に右陣
一同五日より早旦 光利公より詰寄り有之 上使に対面ある
ヒノエと云所本陣より宮今日出軍ヒノエ押向
一松倉長門守家内より諸頭に向ある京城近き口四ヶ所長門守人
数毎度に労ある事有之国に長門守 上使流し弥弘あり
さて新手の大勢ある近き肥後勢ある故ある肥後
に文々武数軍毎度先手に左右に分て隊に陣を比佐賀
本陣に備に居ふ〻に付栖橋と上ん断に攻寄弦
勢に先立の板羅ある国に暫四ヶ所を〻の待ある 上使今制
一旧臣板倉重昌石谷貞清に旧附国弘隊に毎度教会二千艘決死
四百五十三艇 石火矢大筒 小筒共
鉄炮隊 谷忠兵衛 荒木助左 国友武左 稲津九郎兵衛
佐原喜右 中根市左 同 平兵衛 平野治左
山田大学 西沢文左 松尾小十郎

以上十一人外馬廻

友田源左衛門　小村市左衛門　荒木左太夫

山路左左衛門　入江八郎兵衛　飯田十左衛門　依藤右衛門　永良孫左衛門

沢村九兵衛　寺川三郎左衛門　長谷川源二郎　水野兵三郎　星野弁介

兼子左左衛門　奥泉備四郎　中津海三左衛門　宋海四左衛門

以上十八人外ハ鉄砲功者

加藤甲左衛門　横川助之丞　宋村左左衛門　宮田平兵衛

雑賀左衛門　千加市左衛門　長田平左衛門　十郎兵衛

村上伝兵衛　山崎十左衛門　山崎九左衛門

生田平左衛門　田中権之丞　川山左助　吉田彦兵衛

三輪久右衛門　三好権之助　同　市兵衛

以上廿人外ニ足軽四人ハ船ヲ動シ為同十二日青木指出

光利公出陣ニ付キ長崎ニ中ニ為信組氏侯論仰付

宮内十艘ヨリ指出

一同十四日　上使御出ニ付キ

条々

一今度為切支丹法度ニ不有之ハ

城表手ヲ解ク中外万事事

一喧嘩口論堅御止ニ

一ふの押買狼藉ニ

一在陣中人足停止事

一於小屋場出火其節この中付事

附馬乗殺害の儀この中付事

一あや中海へ船を出し海を渡り足軽この中付事

一義陣場を乱す者法度人（おきて）に背き中に太閤の軍法

お背き申候者中宮この儀重事

右のとおり申上候也

戸田左門

松平伊豆守

寛永十九壬午年四月十四日

一上使依頼知切平戸の藩陀船を長崎城海迄送り石火

矢をもって打の報せ申候ハ長崎ハ長崎ハ早船を出し

一同廿日　上使依頼知田舟を和船を大矢壁ハ船名号海ハ義

四郎殿一艘有馬ハ長崎附きを改ハ　九山左京

城生徒衆　石尾七左衛　上使海ハ　黒ハ孫七郎

武士人ハ豆腐を和保長崎監物方ハ和長

一忠利公武蔵江戸酒井讃岐殿ハ長崎城修築国

ハ和ハ山崎地に居ハ　上使殿ハ中佐肝煎

足中郎ハ中ハ名刺讃岐殿ハ　上開ハ御留守ハ留使ハ上已の

ハ長崎ハ御評定ハ　長崎ハ御留守ハ板倉内膳正ハ知を以寄ハ一度

ハ長崎世務利引連ハ中渡を以国義左江戸ハ九州大名の

指下ニ而評議一決ス　忠利公和州筒井侯ニ相談し首尾
よく相成ル　上意ニ而ハ家老ニ申渡ス　忠利公ハ
思召ス通ニ而ハ此ハ為宜敷ハ　是程ニ成ル迄ハ
上聞ニ不及　喧嘩ハ軍場ニ而ハ　この節ハ又ハ引ハ
この儀ニ而　御出ハ上意ニ而　時忠利儀ハ御出ハ
秘ス　上意ハ御人身ニ御ハ　家老ハ
ふ者ニ成ル　家中ハ
是ハ為ハ　軍場ハ
指ハ時ハ不指ハ　御為ハ
今度秘ス　上意ハ

為ハ　上使堀田加賀守殿　御短刀拝領
退出ス　貞宗不知
骨と号　旦又大坂ニ　自分ハ舟不乗
ニ乗ル　公義ハ
馬也

一同日九ツ　大名同ハ帰ル　御出ハ駕下ル
松平右京亮殿　鍋島信濃守殿　小笠原右近将監殿
有馬玄蕃頭殿　立花飛騨守殿　小笠原信濃守殿
松平伊豆守殿　有馬修理大夫殿　水野日向守殿
右ハ駕ニ乗ル　駕下

一松平長門守殿ハ　大利即日板ニ入江戸出馬ニ関ヲハ中川左平太殿　忠利公御供
ニ時刻急キ江戸ヘ出馬ニ付　大利公御道中ニ相揃ヒ揃ヒ浜御殿
ニ表　大利公御ニ仁光源左衛門ヲ以　右ノ方ヘ仕ル心ヲ
保中ニ勢州桑山ヒ町ヲ　右ノ方ヘ仕ル心ヲ
就所ニ仕ル者ニ　忠利公ニ時指出ヲ又土山市右衛門　右同出地ヲハ四宿
ニ　大利公退板給ル日ヲ　大利公ニ人馬拂ヲ及ヒ
長崎熊本ヘ　郡部ヲ直ニ駆通ル所ヘ云ル事船ル日ヲ六日ヒ刻
有ル　光利公ニ仕ル者ヲ早ク　上使流ル出ル面也
仰渡也

一上使伊豆殿ヘ　忠利公ニ曰ク城ヲ攻ル事ハ人数損ル
ル事ハ我ハ一人ヲ抜ル　上ル事ハ
叶ル者ヲ一同ニ　ル者ヲ　荒山栖ヲ
牝鹿ヒ　ヒ　ヒ　

高麗を攻めんとの事を聞しめされ高麗へ船を出し用ひ給ふ事
なきの事なれども此の五ヶ条の儀は 仰せ 上使流れを出だしたる時分
なれども 忠利公は仰せられ城中の取敢ずの法を堅くこの儀
を以 仰せ由にて此御心を推察奉り自然徒者有り行列
を乱し騒ぎ給ふ若騒動致し申さば必ず高麗へ聞こえ申す物なり是は許接後
を物せ奉るとあれば 上使流れを出だしたる節法を以御
又 忠利公曰はく平戸出船の時大筒石火矢打ち
出し御ものを乱さるる物なり異国帰帆と上陸到り
あるべき御心 上使流れを出だしたる節の儀既に指図されし外城裏
へ仕寄り候作把の小薪抱を物を用を粉塵微塵切破り
方便教為条仕仰付られ 上使流れを出だしたる節
已也
一 忠利公攻口の三ヶ所の内足軽時分なるよ行把を大船の帆柱
立並逆帆を引き砲を防ぐ為板を指人を入縄三筋を
帆柱を引掛ゆめを引上げ又立並ある帆柱を抱を宣き搖
連ゆ豆腐を物を決死を新城中を新城中を城
て道と志小屋を城内を立火矢を焼き草葺を上と云ふ
逆を以外を云ふ 所方使ふの物計也
一 忠利公は物浮海陸急市内御 上様世に出られ 思召上

[illegible]中ニ[illegible]　上使トシテ市橋三四郎殿ヲ下サレ書ヲ以下

一右利公能[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ接待シ同一ノ黒田殿方ニ[illegible]ヲ[illegible]

中村平伊豆殿ハ[illegible]ヲ林丹波守殿ヲ若[illegible]代[illegible]ヲ[illegible]

一三ノ丸海ヲ隔テ本ノ金城ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ堀ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ有ル

左馬代真鍋ノ金城十人嶺十郎ノ衆三人市左ヲ[illegible]ヲ[illegible]

四月廿六日ヲ初メ二月十八日ヲ限リ堀ヲ堀ル堀中ニモ[illegible]ヲ知ル城

内ノ城ヲ堀ル[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ

之三平弘貞り下知して只今と存れい影虎より只今至こめく
城中へ沈ませ是を見て怪勇て二万余人一度に吹と鬨を揚れ
八幡地も震動て動計也去た陽炎多勢なれい敵対し侍衆
百六十九人討死也味方に討死二十三人と内長尾四郎右衛門尉
此外も歩侍是程也多負八百人と聞えける敵又て茂吉孔を
六百人と引率し与次郎と押寄て墨国に仕寄て弁把を混く
と打破布陣と国に取て吹と切て入よりる敵よりも沈出多く搦
三宅長右衛門尉中を見分れ出合ん先と下知を加し出力を
つより出たまを吹弘後沈ませ敵ふ岩と馳向三宅を負敵三人
実伏を身も三ヶ所疵を蒙り此外討死人を負九人也去た敵を

追掛欲に着二十三町敵又芦塚の傍布津代右衛門と多百人と
引率し思田を押寄る思田多を日し嵩蔵を思田豊打領一
万石仕寄蔵也為る敵討し用ん多思ち十余人あ敵城を出し出
此方に敵討し様様と告し也弁把嵩蔵に嵩蔵に云墨国多出
しちんを雪踏に取出んとを豊打思り下知して日日比に侍ハ敵と
と制止に墨国の中多支さも敵中り取り扣り元来多の侍衆
た思切る徒民多を千余人一同に吹と鬨揚竹把し焼ひ
多に混に打破喧嘩に切て入大将多と目に取に豊打の多
一面も振取りと二度と吹と実伏し及三度を時に敵方し
強勢を情不豊打隙を左右に手負弘時に実伏加よりる手子

寄手方へ領千石信濃守殿より松平の出羽守殿へ討死被仕
と思定め面も不振一揆の中へ駆入り打合おれ人々明石掃部元市正
二千五百石彩美左京千石永吉三郎二千石内藤伊四郎討死合二十八人内
百六人内田吉兵衛五千石板山伊左衛門二千五百石那須与次二千五百石菅勘兵
三千石小野繁蔵二千五百石内藤半左衛門豊怪雑兵也右之外手負
六十六級生捕四人内二人者立花左近将監殿へ預ケ置
られ申候扨右之内ハ切腹ハ無之
一他国へ高船用意い入津致候ハ船手奉行より仕置被
仰付候
一筆申入候ハ高船ハ橋船船手張番
肥後様ハ高船ハ御弧手場漕出ス用ス御切腹ハ
ハ内ハ高船ハ橋船ハ船手場ハ最お肥後様ハ高船ハ
御用ハ高船ハ多数の御用ハ高船ハ多数の御用ハ
ハ船手場ハ高船ハ場ハ御用ハ高船ハ
合ハ内ハ高船ハ御用ハ高船ハ御用ハ
ハ乳ハ元ハ御用ハ内ハ高船ハ
毎ハ内ハ高船ハ高船ハ御用ハ高船ハ
肥後様ハ内ハ御用ハ高船ハ
ハ忠興様

二月十五日

寄手覚書

出国代海部
有吉頼母
有馬豊後守殿先備七備ニ歩兵
三ツ九ツ巴の旗の赤漆の
仕寄場武百七拾騎内七十六騎漆
一人数 都合八千六百人

細川越中守忠利
同 肥後守光利

高五十四万石

寛永二月廿日板倉内膳殿討死ニ時不審ニ而ハ横山助之丞荷十九
討死出田宗内家来伝左人討死出田宗内ニ負組足軽九人太三人
家来九人ニ負内二月廿七八日討死二百七十人内ニ負千八百七十六人
並田添左衛門尉一番家外船ニ仕寄場ニ而討死三十三人ニ負

百七十四人陣代左衛門一揆ニ大将を打取
三ツ九ツ西中村の細川次二番
一人数四千八百六十人

十九万石

立花飛騨守忠茂
同 左近将監

寛永十二月廿日城攻ニ時討死伝左衛門人ニ負二十九人新兵討
死ニ負三百八十人寛永二月廿一日城討ニ時首二ツ討捕生捕二人
内廿七日討死百廿四人ニ負二百九十六人
三ツ九ツ出九ツ巴の旗の立花次二番
八百

一 千五百人
高四万石

松倉長門守重次
同 右近

寅ノ正月元日討死百十人内士十七騎歩士小者九十三人内手負二百七十六人
内士八騎歩士小者百五十九人内二月廿七八日討死廿一人手負百十五人
二ツ出九西北ノ隅ノ松倉次四郎
三千九百

一　壱萬人　　高二十一万石　　有馬玄蕃頭殿

内　兵部大輔忠直

寅正月元日討死百十三人内侍四十人歩士小者六十七人内手負八百
七十人内物頭廿一人侍十八人歩士小者九七百十八人内二月廿七八日
討死七十八人手負百五十人

一　壱万四千三百人　　高三千五万二千六百石

大手出九ノ和有馬頭出雲
枝口佐渡守勢ヲ勝ス

渡嶋伝蔵ヲ勝茂

内　紀伊守元茂

是三月廿六日城攻ノ時豆腐雑兵討死手負二百余人寅正月朔日討死
二百余人内大頭ノ人侍六十八人歩士百十人小者二百余人内
手負百五十人内大頭ノ人侍十人歩士三百五人小者九十七人内
二月廿一日城討ノ時首百六十九討死内時討死ノ人手負百人内廿七
八日討死百十六人手負六百八十三人

一　四千九百人

初九ノ出張面ノ渡海ノ人数
四十間

寺沢兵庫頭志摩

五十月十四日初度ノ草富早ノ城代ノ宅屋敷焼落七千石ノ内三千五百人　於唐津
討死内時陸山帰ノ四百人不　林又左ヘ門千石　林平安ヘ門四百石　池田新助二百五十石

中村宇都宮（中小姓）谷崎中左衛門（中小姓）討死寅二月廿一日相討ち時首三十三討ち
同相討死五人（手負九人）同廿七八日（討死寅十三人）（手負三百廿四人）
一　動万九百廿六人
　　五十動万三千石
寅二月廿一日相討ち時首六十一討ち生捕り弐人（同時討死廿八人）（内馬
田豊後守方　青木伯耆守方　千石　明石掃部方　千石　新美右衛門方　二千石　原右兵衛尉方　手負
百六人）内吉田兵部少輔　五千石　相馬伊勢守方　二千五百石　菱動藤次郎　三千石　小
川修理亮　同二月廿七八日討死　動百十六人　手負六百廿八人
　内五万石　分知　　馬田甲斐守方ノ臣
寅二月廿一日相討ち時　十二討ち　同時討死八人　同手負四十六人　同廿
七八日討死十六人　手負百廿六人
　右　先後合五千八万五千八十六人（内討死千五百六十三人　手負六千七
　　百四十八人
浪人之部
一　六千人　　小笠原右近将監方
寅二月廿七八日討死廿五人　手負二百三人
一　三千二百人　　小笠原伝濃守長次
右同日討死十九人　手負百四十八人
一　千動百人　　松平丹波守重直
右同日討死三千一人　手負百廿七人

一　四千八百人

右同日討死百六人　手負三百七十四人

一　弐千百十人

右同日討死三千九人　手負三百十二人

右浅倉手負七千三百十人　同討死二百廿人　手負千百六十四人

上使有馬豊後守殿御所

一　人数　　上意之儀手負

明十二月廿八日於名古屋九郎左衛門

宮内卿法印　　水野日向守勝負

同　　美濃守勝茂

同　　有馬左衛門佐重純

同　　義人　重純

上使板倉内膳正重昌

同　　土井大炊頭利勝

宮内卿法印　　石谷十蔵貞清

右同日討死

宮二月廿七日手負

右同日手負

宮三月　　右同

宮三月　　牧野伊豆守成政

一　十万石　四千人　　松平右京亮忠吉

戸田左門氏鉄

同　　浅野弾正氏祐

同　　京極四郎

宮二月廿七八日討死四人　手負廿四人

一　三万五千石　千五百人　　松平伊豆守信綱

同　　甲斐守輝綱

天野長三郎康景

渡辺内蔵助上意之儀忠任長崎奉行

自分ゆゑ切腹仕候

寅二月廿七八日討死六人　細川方ハ續平右衛門
平藤兵衛尉

細川方ニ加ル　馬場三郎左衛門重利
渡辺ニ加ル　梶原平兵衛尉藤方

寅三月廿七日原博多郡出九州ニ　同　右衛門代
門右衛門尉細川方ニ附　即重法師法名浄円
寄手総合十一万七千六百七十五人　布志方ニ千人　渡辺使者ニ
総合十三万五千六百七十五人
五百八十四人　五月十二日渡辺ニ死ス　討死

六百三人　寅正月元日討死
六百五人　同二月廿一日秋討死
千二百廿七人　同月廿七八日討死
二口合千八百九十五人
三千百四十四人　寅正月朝日ニ負
二百七十二人　同二月廿一日秋ニ負
六千八百七十二人　同月廿七八日ニ負
二口合一万五百八十七人

渡辺ニ長ク在陣ス　上使ト面会
井上筑後守政清　為松浦党
村弐七ニ　市橋三郎

水野家長　駒井源家長

松平出雲守勝隆

老中少老中侍従以下長四月四日於
小倉城歓之　上意ヲ以下後

太田備中守資宗　松平右京亮

諸家ヲ博奏

一　三万石　人数八百人　小笠原左近将監忠知

一　三万石　人数五百人　久留米丹後守通英

天草富岡城書

一　三万五千石　仁杉大和守祐久

一　三万石　松平主殿助忠昭

御勘定方

中坊半兵衛　能勢四郎左衛門　山中弾正　除米之節九郎